

滋 水 第 3 1 2 号
令和6年(2024年)4月10日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項および同法第46条第2項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業)の許可の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間および許可の有効期間の満了日について、貴委員会の意見を問います。

小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業)の制限措置および申請期間について

手繰第3種漁業(貝びき漁業)の申請期間が令和6年6月30日をもって期限を迎えるため、新たな制限措置と申請期間を定めたい。

1. 許可の切り替えに向けて

- 漁業許可の切り替えにあたっては、漁業者の漁獲実績や資源状況等を考慮に入れて、制限措置の内容を見直すこととしており、それに向けて、先般県内の漁業協同組合および生産組合に対し、許可申請を希望する漁船(漁業者)についての調査を実施した。
- 調査の結果、許可申請を希望する漁船(漁業者)は、計79隻(79人)であり、現許可数(89隻)から10隻減船した。

2. 制限措置の内容等について

- 手繰第3種漁業(貝びき網漁業)許可漁業の制限措置については、以下の通りとする。
- 許可の定数については、貝類資源の保護培養の観点から、さらなる漁獲圧の上昇を防ぐため、現定数の「89隻以下」から、「79隻以下」と引き下げることにした。

新たに定める制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
手繰第3種 漁業(貝び き網漁業)	<u>79隻以下</u>	5トン以下	127キロ ワット以下	近江大橋の草 津行き車線区 分線以北の琵琶 湖(ただし、 内湖および内 湖から琵琶湖 に通ずる水路 を除く。)	8月1日 から翌年 4月30日 まで	滋賀県に住 所を有する 者

3. 手繰第3種漁業(貝びき漁業)の許可の有効期間

本許可の有効期間は、令和9年6月30日までとする。

- ・昨年度から実施されている漁場ごとのシジミ資源調査を継続して行えば、主要漁場ごとの資源評価が可能となる。本調査により漁場ごとに定数を設けることや操業区域の変更、漁場ごとの漁業時期の設定などといった制限措置も検討できる。しかしながら、正確な漁場ごとの資源量推定には、最低でも3年かかる見込みであることから、今回の許可の切り替えにおいては、許可の有効期限を令和9年6月30日(3年間)とし、貝類資源のより持続的な活用に向けた制限措置の内容を検討する期間としたい。

4. 申請期間

手繰第3種漁業(貝びき漁業)の許可の申請期間は、令和6年4月30日から令和6年5月28日までとします。

漁業の許可の有効期間について

ごり沖びき網漁業、あゆ沖びき網漁業、その他沖びき網漁業、貝びき網漁業、えびたつべ漁業、あゆ沖すくい網漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業の許可の有効期間は、それぞれ次に掲げる許可の満了する日までの期間とする。

1 次回の一斉切り替えにおいて有効期間を短縮する漁業

漁業種類	現行許可の満了日	更新後の許可の満了日
ごり沖びき網漁業	令和4年3月31日	令和8年6月30日
あゆ沖曳網漁業		
その他沖びき網漁業		
貝びき網漁業	令和6年6月30日	令和9年6月30日

2 一斉切り替え日以降に許可した場合に有効期間を短縮する漁業

漁業種類	適用する許可日の範囲	許可の満了日
ごり沖びき網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
あゆ沖曳網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
その他沖びき網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
貝びき網漁業	令和6年5月29日から令和9年6月30日までに許可するもの	令和9年6月30日
あゆ沖すくい網漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日
刺網漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日
追さで網漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日

3 令和8年度に随時許可から一斉切り替え方式とする漁業

漁業種類	適用する許可日の範囲	許可の満了日
えびたつべ漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日
よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業	令和3年12月1日から令和8年11月30日までに許可するもの	令和8年11月30日
引縄釣漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日

この方針は、令和3年11月19日から適用する。

付 則

この方針は、令和4年2月14日から適用する（一部改正）。

この方針は、令和6年4月 日から適用する（一部改正）。

セタシジミ資源管理の方針と資源調査からみた資源の現状について

1. セタシジミの資源管理の目標

- 県が行う資源評価において、琵琶湖北湖のシジミ資源については、2027 年度までに、殻長 14 mm以上の生息密度を 2 個/m²（2010 年から 2012 年の資源水準）に回復させる。

2. 主要漁場*における生息密度の経年変化

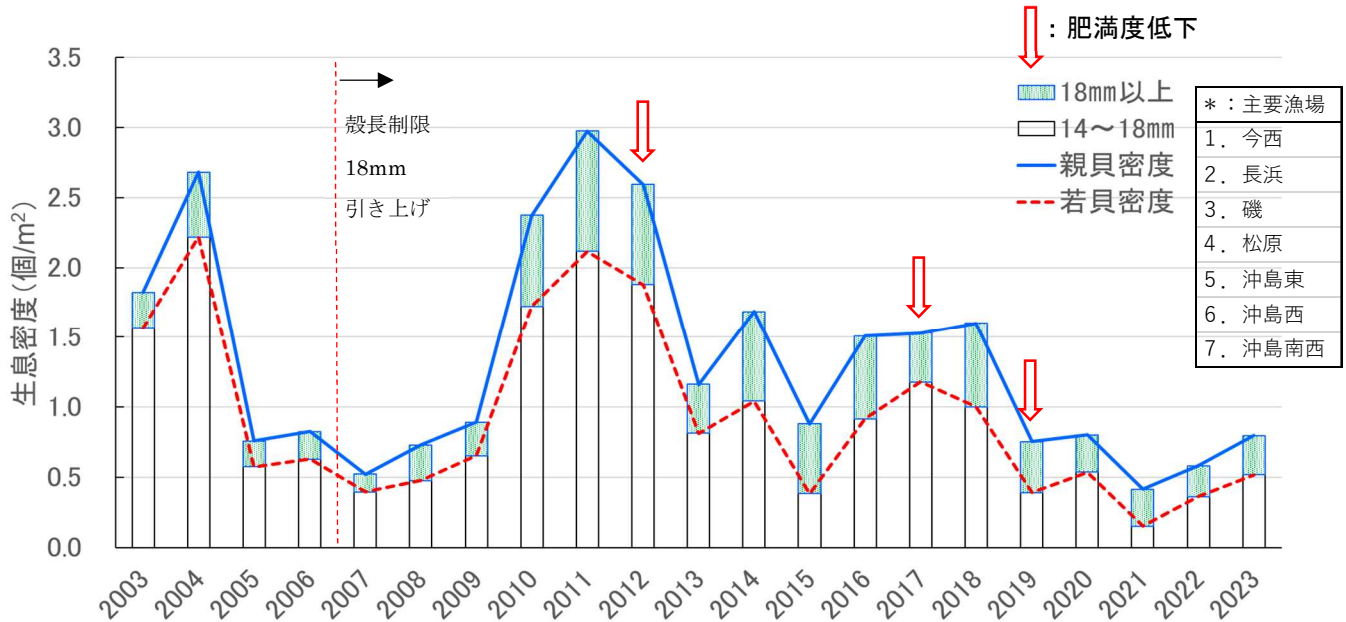


図1 産卵期の主要漁場におけるセタシジミの生息密度の推移

- セタシジミ資源量は、前回許可切り替え時(2021年)からは、やや回復したものの、依然低位にある。
- セタシジミの主要漁場における平均生息密度は、2021年に最低密度の0.4個/m²となった後、2023年には0.8個/m²とやや改善した(図1)。

3. 松原漁場における成貝肥満度の経年変化

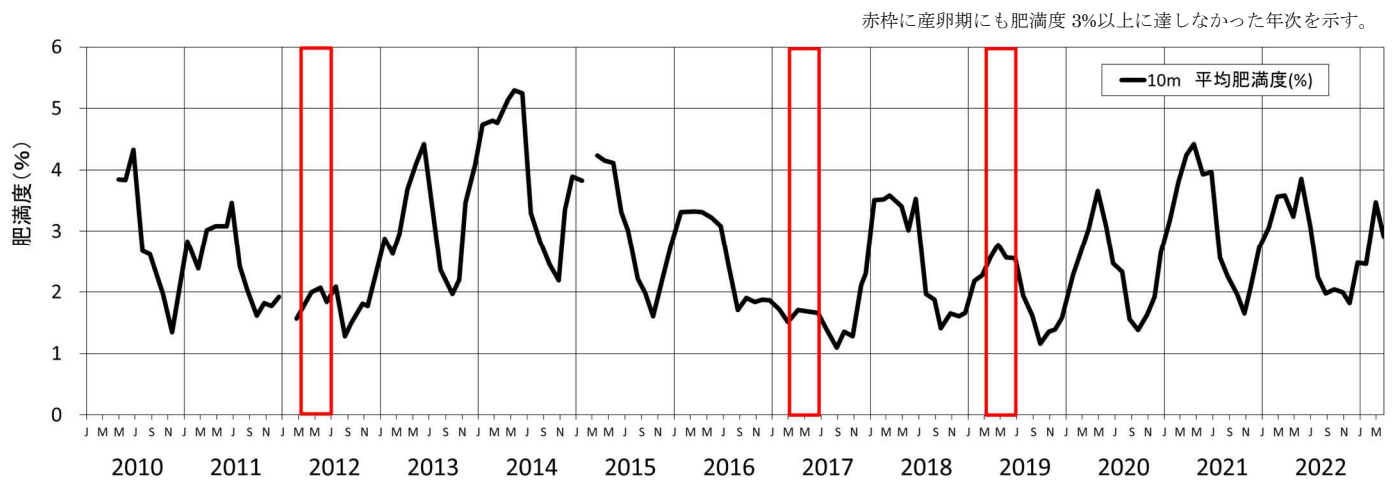


図2 彦根市松原漁場におけるシジミ肥満度の変動(水深10m)

- 近年は時折、産卵期に親貝の肥満度が上がらない事象(2012, 2017, 2019)が確認され、本事象をきっかけに資源が低下しており(図1の矢印)、親貝の成長および再生産への影響が懸念される(図2)。

4. 6月から11月にかけての漁場別生息密度の変化

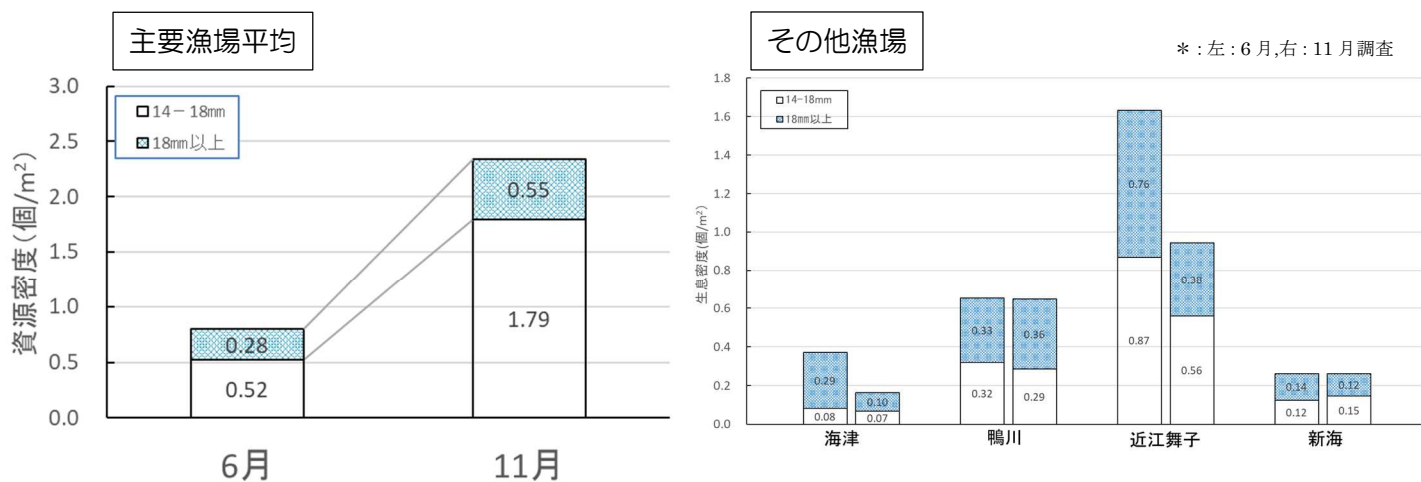


図3 2023年6月期と11月期における漁場別生息密度(個/m²)の比較

- 主要漁場平均で見ると6月から漁期盛期前の11月にかけて生息密度は3倍程度にまで増加した。
- 一方で漁場別に見ると、6月から11月にかけて、シジミの生息密度は減少あるいはほとんど増加していない漁場も見られた(図3)

5. 産卵期における漁場別の平均肥満度の経年変化

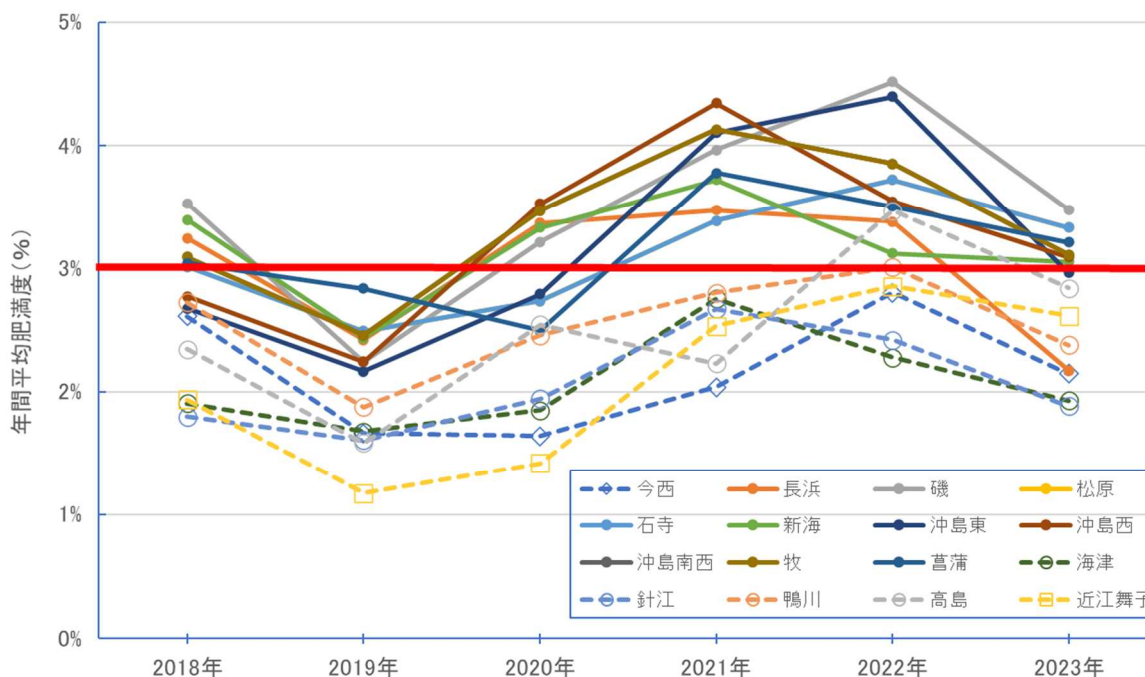


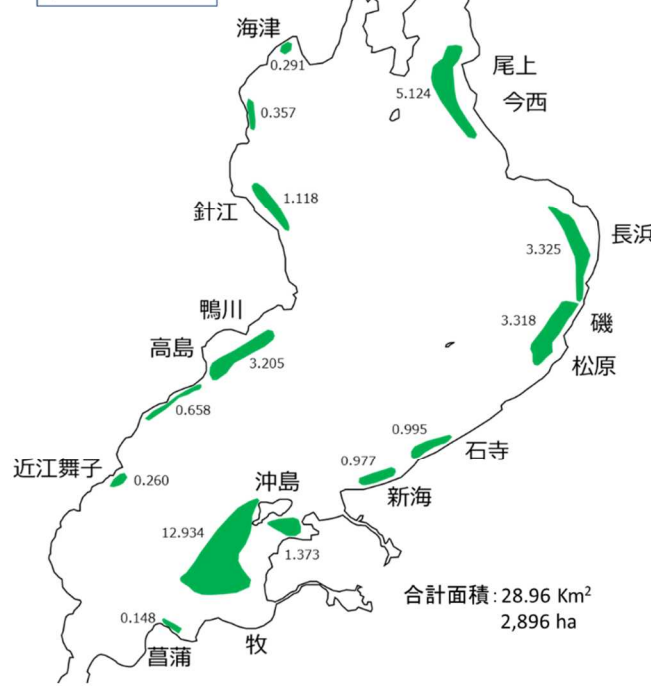
図4 漁場別の年間平均肥満度の変動

- 産卵期における漁場別の平均肥満度は、漁場によって高低に特徴があり(図4)、肥満度が低い漁場は、6月~11月にかけて生息密度があまり増加しなかった。
 - また、セタシジミは浮遊期を持たず、分散しにくいいため漁獲により局所的な生息密度低下を生じやすく、そうした水域では再生産の効率が悪くなり、さらに資源が減少するという悪循環に陥る恐れがある。
- 漁場ごとに増加の程度には差があり、セタシジミの特性として分散にくい特徴をもつことから、漁場ごとに資源を管理していく必要がある。

聞き取りによるシジミ漁場の の変化

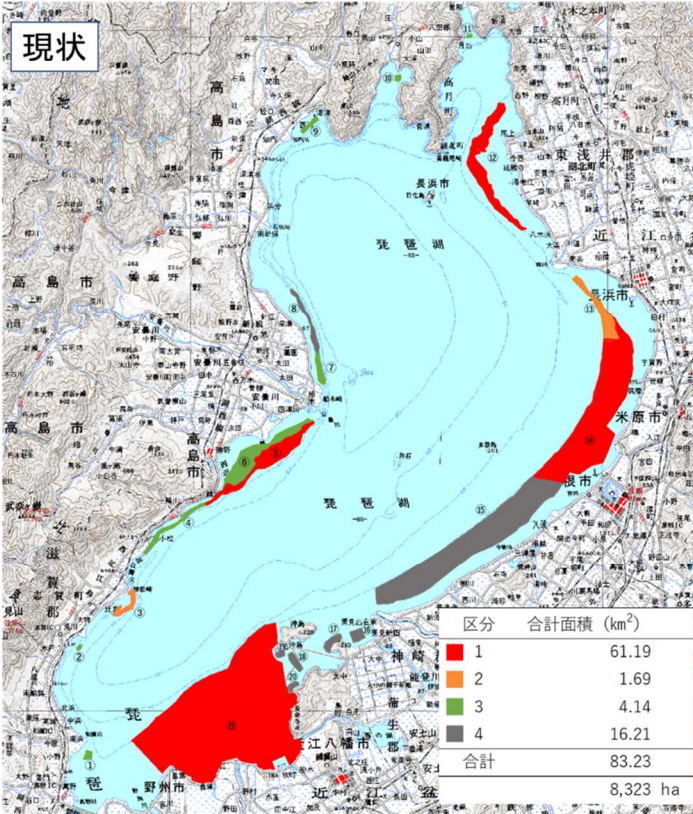
区分	意味
1	主要漁場（日常的に漁獲されている）
2	準漁場（主要ではないが漁獲可能）
3	低利用漁場（現在はあまり利用されていない）
4	旧漁場（数年間にわたり利用されていない）

従前漁場
(2000年頃)



琵琶湖北湖のシジミ漁場

2023年11月現在



- セタシジミの漁場は、従前と比較して、広範囲にわたり利用されている。
- しかし現在ではほとんど利用されなくなった漁場も存在する（石寺から新海にかけて）

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 6 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第 3 種漁業（貝びき網漁業）	79 隻以下	5 トン以下	127 キロワット以下	近江大橋の草津行き車線区分線以北の琵琶湖（ただし、内湖および内湖から琵琶湖に通ずる水路を除く。）	8 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和 6 年 4 月 30 日から令和 6 年 5 月 28 日まで